議　　第　　６２　　号

令和 ３ 年 ２ 月１９日提出

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成１２年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表第８の１の項金額の欄第２号イ中(ｶ)を(ｷ)とし、(ｳ)から(ｵ)までを(ｴ)から(ｶ)までとし、同号イ(ｲ)中「３００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に改め、同号イ中(ｲ)を(ｳ)とし、(ｱ)の次に次のように加える。

(ｲ)　３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの

１４３，０００円

別表第８の１の項金額の欄第２号ウ中(ｶ)を(ｷ)とし、(ｳ)から(ｵ)までを(ｴ)から(ｶ)までとし、同号ウ(ｲ)中「３００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に改め、同号ウ中(ｲ)を(ｳ)とし、(ｱ)の次に次のように加える。

(ｲ)　３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの

３１０，０００円

別表第８の２の項中「又は設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるもの」に改め、同項金額の欄第２号イ中(ｶ)を(ｷ)とし、(ｳ)から(ｵ)までを(ｴ)から(ｶ)までとし、同号イ(ｲ)中「３００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に改め、同号イ中(ｲ)を(ｳ)とし、(ｱ)の次に次のように加える。

(ｲ)　３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの

２１，０００円

別表第８の２の項金額の欄第２号ウ中(ｶ)を(ｷ)とし、(ｳ)から(ｵ)までを(ｴ)から(ｶ)までとし、同号ウ(ｲ)中「３００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に改め、同号ウ中(ｲ)を(ｳ)とし、(ｱ)の次に次のように加える。

(ｲ)　３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの

２１，０００円

別表第８の４の項中「又は設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるもの」に改める。

別表第１０の１の項金額の欄第１号中「カまで」を「キまで」に改め、同号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「３００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ　３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満　１７，０００円

別表第１０の１の項金額の欄第２号ア中「(ｶ)まで」を「(ｷ)まで」に改め、同号ア中(ｶ)を(ｷ)とし、(ｳ)から(ｵ)までを(ｴ)から(ｶ)までとし、同号ア(ｲ)中「３００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に改め、同号ア中(ｲ)を(ｳ)とし、(ｱ)の次に次のように加える。

(ｲ)　３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満　１００，０００円

別表第１０の１の項金額の欄第２号イ中「標準入力法・主要室入力法」を「標準入力法等」に、「(ｶ)まで」を「(ｷ)まで」に改め、同号イ中(ｶ)を(ｷ)とし、(ｳ)から(ｵ)までを(ｴ)から(ｶ)までとし、同号イ(ｲ)中「３００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に改め、同号イ中(ｲ)を(ｳ)とし、(ｱ)の次に次のように加える。

(ｲ)　３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満　２５６，０００円

別表第１０の４の項金額の欄第１号ア及びイ中「又は設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるもの」に改め、同欄第２号ア中「適合証」の次に「又はこれに相当すると認められるもの」を加え、「(ｶ)まで」を「(ｷ)まで」に改め、同号ア中(ｶ)を(ｷ)とし、(ｳ)から(ｵ)までを(ｴ)から(ｶ)までとし、同号ア(ｲ)中「３００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に改め、同号ア中(ｲ)を(ｳ)とし、(ｱ)の次に次のように加える。

(ｲ)　３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満　１７，０００円

別表第１０の４の項金額の欄第２号イ中「適合証」の次に「又はこれに相当すると

認められるもの」を加え、同号イ(ｱ)中「ｆまで」を「ｇまで」に改め、同号イ(ｱ)中ｆをｇとし、ｃからｅまでをｄからｆまでとし、同号イ(ｱ)ｂ中「３００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に改め、同号イ(ｱ)中ｂをｃとし、ａの次に次のように加える。

ｂ　３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満　１００，０００円

別表第１０の４の項金額の欄第２号イ(ｲ)中「標準入力法・主要室入力法」を「標準入力法等」に、「ｆまで」を「ｇまで」に改め、同号イ(ｲ)中ｆをｇとし、ｃからｅまでをｄからｆまでとし、同号イ(ｲ)ｂ中「３００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に改め、同号イ(ｲ)中ｂをｃとし、ａの次に次のように加える。

ｂ　３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満　２５６，０００円

別表第１０の６の項金額の欄第１号ア中「又は建設住宅性能評価書」を「、建設住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるもの」に改め、同欄第２号ア中「又は認定通知書等」を「、認定通知書等又はこれらに相当すると認められるもの」に改め、同表備考第４項中「標準入力法・主要室入力法」を「標準入力法等」に改め、「規定する基準」の次に「並びに省令第１条第１項第１号ただし書及び第１０条第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加える。

附　則

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の別表第８及び別表第１０の規定は、この条例の施行の日以後行われる申請に係る手数料について適用する。

（提出理由）

低炭素建築物新築等計画認定申請等に係る手数料の面積の区分を細分化する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成１２年条例第２４号）新旧対照表

改正後（案）

（手数料を徴収する事務等）

第２条　手数料を徴収する事務、手数料の金額等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、特に定めがあるものを除き、１件についての金額とする。

(1)　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）関係の手数料　別表第１

(2)　租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）関係の手数料　別表第２

(3)　宅地造成等規制法（昭和３６年法律第１９１号）関係の手数料　別表第３

(4)　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）関係の手数料　別表第４

(5)　諸証明手数料　別表第５

(6)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）関係の手数料　別表第６

(7)　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号）関係の手数料　別表第７

(8)　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）関係の手数料　別表第８

(9)　マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成１４年法律第７８号）関係の手数料　別表第９

(10)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）関係の手数料　別表第１０

別表第８（第２条第８号関係）

項	事務	名称	金額
1	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下この項及び次項において「申請」という。）に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次の各号に掲げる建築物に係る申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1)　一戸建ての住宅に係る申請　36,000円 (2)　一戸建ての住宅以外の建築物に係る申請（次号に該当するものを除く。）　次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額 ア　住宅部分（人の居住の用に供する部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）　次に掲げる申請住戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ア）　申請住戸数が1戸のもの　36,000円 （イ）　申請住戸数が2戸から5戸までのもの　72,000円 （ウ）　申請住戸数が6戸から10戸までのもの　100,000円 （エ）　申請住戸数が11戸から25戸までのもの　141,000円 （オ）　申請住戸数が26戸から50戸までのもの　202,000円 （カ）　申請住戸数が51戸から100戸までのもの　288,000円 （キ）　申請住戸数が101戸から200戸までのもの　391,000円 （ク）　申請住戸数が201戸から300戸までのもの　513,000円 （ケ）　申請住戸数が301戸以上のもの　603,000円 イ　共用部分（住宅部分を使用する者の共用に供する部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の部分　次に掲げる共用部分又は工場等の部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（共用部分及び工場等の部分を有する建築物にあっては、当該金額を合計した金額） （ア）　300平方メートル以内のもの　113,000円 **（イ）　300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの　143,000円** **（ウ）　1,000平方メートル**を超え2,000平方メートル以内のもの

現行

（手数料を徴収する事務等）

第２条　手数料を徴収する事務、手数料の金額等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、特に定めがあるものを除き、１件についての金額とする。

(1)　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）関係の手数料　別表第１

(2)　租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）関係の手数料　別表第２

(3)　宅地造成等規制法（昭和３６年法律第１９１号）関係の手数料　別表第３

(4)　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）関係の手数料　別表第４

(5)　諸証明手数料　別表第５

(6)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）関係の手数料　別表第６

(7)　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号）関係の手数料　別表第７

(8)　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）関係の手数料　別表第８

(9)　マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成１４年法律第７８号）関係の手数料　別表第９

(10)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）関係の手数料　別表第１０

別表第８（第２条第８号関係）

項	事務	名称	金額
1	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下この項及び次項において「申請」という。）に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次の各号に掲げる建築物に係る申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1)　一戸建ての住宅に係る申請　36,000円 (2)　一戸建ての住宅以外の建築物に係る申請（次号に該当するものを除く。）　次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額 ア　住宅部分（人の居住の用に供する部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）　次に掲げる申請住戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ア）　申請住戸数が1戸のもの　36,000円 （イ）　申請住戸数が2戸から5戸までのもの　72,000円 （ウ）　申請住戸数が6戸から10戸までのもの　100,000円 （エ）　申請住戸数が11戸から25戸までのもの　141,000円 （オ）　申請住戸数が26戸から50戸までのもの　202,000円 （カ）　申請住戸数が51戸から100戸までのもの　288,000円 （キ）　申請住戸数が101戸から200戸までのもの　391,000円 （ク）　申請住戸数が201戸から300戸までのもの　513,000円 （ケ）　申請住戸数が301戸以上のもの　603,000円 イ　共用部分（住宅部分を使用する者の共用に供する部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の部分　次に掲げる共用部分又は工場等の部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（共用部分及び工場等の部分を有する建築物にあっては、当該金額を合計した金額） （ア）　300平方メートル以内のもの　113,000円 **【新規】** **（イ）　300平方メートル**を超え2,000平方メートル以内のもの

			185,000円 （エ）　2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　288,000円 （オ）　5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの　371,000円 （カ）　10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの　443,000円 （キ）　25,000平方メートルを超えるもの　515,000円 ウ　非住宅部分（住宅部分、共用部分及び工場等の部分以外の部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）　次に掲げる非住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ア）　300平方メートル以内のもの　249,000円 （イ）　300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの　310,000円 （ウ）　1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの　396,000円 （エ）　2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　562,000円 （オ）　5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの　690,000円 （カ）　10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの　814,000円 （キ）　25,000平方メートルを超えるもの　927,000円 (3)　一戸建ての住宅以外の建築物のうち住宅部分を有するものの当該住宅部分のみに係る申請　前号ア（ア）から（ケ）までに掲げる申請住戸数の区分に応じ、それぞれ同号ア（ア）から（ケ）までに定める金額				185,000円 （ウ）　2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　288,000円 （エ）　5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの　371,000円 （オ）　10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの　443,000円 （カ）　25,000平方メートルを超えるもの　515,000円 ウ　非住宅部分（住宅部分、共用部分及び工場等の部分以外の部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）　次に掲げる非住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ア）　300平方メートル以内のもの　249,000円 【新規】 （イ）　300平方メートル　を超え2,000平方メートル以内のもの　396,000円 （ウ）　2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　562,000円 （エ）　5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの　690,000円 （オ）　10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの　814,000円 （カ）　25,000平方メートルを超えるもの　927,000円 (3)　一戸建ての住宅以外の建築物のうち住宅部分を有するものの当該住宅部分のみに係る申請　前号ア（ア）から（ケ）までに掲げる申請住戸数の区分に応じ、それぞれ同号ア（ア）から（ケ）までに定める金額
2	申請に対する審査（適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものが添付された場合に限る。）	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものが添付された場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次の各号に掲げる建築物に係る申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1)　一戸建ての住宅に係る申請　6,000円 (2)　一戸建ての住宅以外の建築物に係る申請（次号に該当するものを除く。）　次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額 ア　住宅部分　次に掲げる申請住戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ア）　申請住戸数が1戸のもの　6,000円 （イ）　申請住戸数が2戸から5戸までのもの　12,000円 （ウ）　申請住戸数が6戸から10戸までのもの　20,000円 （エ）　申請住戸数が11戸から25戸までのもの　34,000円 （オ）　申請住戸数が26戸から50戸までのもの　56,000円 （カ）　申請住戸数が51戸から100戸までのもの　100,000円 （キ）　申請住戸数が101戸から200戸までのもの　159,000円 （ク）　申請住戸数が201戸から300戸までのもの　200,000円 （ケ）　申請住戸数が301戸以上のもの　214,000円 イ　共用部分又は工場等の部分　次に掲げる共用部分又は工場等の部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（共用部分及び工場等の部分を有する建築物にあっては、当該金額を合計した金額） （ア）　300平方メートル以内のもの　12,000円 （イ）　300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの　21,000円 （ウ）　1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	2	申請に対する審査（適合証又は設計住宅性能評価書　が添付された場合に限る。）	適合証又は設計住宅性能評価書　が添付された場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次の各号に掲げる建築物に係る申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1)　一戸建ての住宅に係る申請　6,000円 (2)　一戸建ての住宅以外の建築物に係る申請（次号に該当するものを除く。）　次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額 ア　住宅部分　次に掲げる申請住戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ア）　申請住戸数が1戸のもの　6,000円 （イ）　申請住戸数が2戸から5戸までのもの　12,000円 （ウ）　申請住戸数が6戸から10戸までのもの　20,000円 （エ）　申請住戸数が11戸から25戸までのもの　34,000円 （オ）　申請住戸数が26戸から50戸までのもの　56,000円 （カ）　申請住戸数が51戸から100戸までのもの　100,000円 （キ）　申請住戸数が101戸から200戸までのもの　159,000円 （ク）　申請住戸数が201戸から300戸までのもの　200,000円 （ケ）　申請住戸数が301戸以上のもの　214,000円 イ　共用部分又は工場等の部分　次に掲げる共用部分又は工場等の部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（共用部分及び工場等の部分を有する建築物にあっては、当該金額を合計した金額） （ア）　300平方メートル以内のもの　12,000円 【新規】 （イ）　300平方メートル　を超え2,000平方メートル以内のもの

			34,000円 （エ）　2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　100,000円 （オ）　5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの　159,000円 （カ）　10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの　200,000円 （キ）　25,000平方メートルを超えるもの　250,000円 ウ　非住宅部分　次に掲げる非住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ア）　300平方メートル以内のもの　12,000円 （イ）　300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの　21,000円 （ウ）　1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの　34,000円 （エ）　2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　100,000円 （オ）　5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの　159,000円 （カ）　10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの　200,000円 （キ）　25,000平方メートルを超えるもの　250,000円 (3)　一戸建ての住宅以外の建築物のうち住宅部分を有するものの当該住宅部分のみに係る申請　前号ア（ア）から（ケ）までに掲げる申請住戸数の区分に応じ、それぞれ同号ア（ア）から（ケ）までに定める金額
3	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	1の項に規定する金額の2分の1の額
4	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものが添付された場合に限る。）	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものが添付された場合の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	2の項に規定する金額の2分の1の額

備考

1　適合証とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１５条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関が、都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項第１号に規定する建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に係る認定基準に適合することを証する書面をいう。

2　設計住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書をいう。

3　１の項金額の欄第２号イ又は２の項金額の欄第２号イの規定は、都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項第１

			34,000円 （ウ）　2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　100,000円 （エ）　5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの　159,000円 （オ）　10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの　200,000円 （カ）　25,000平方メートルを超えるもの　250,000円 ウ　非住宅部分　次に掲げる非住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ア）　300平方メートル以内のもの　12,000円 【新規】 （イ）　300平方メートル　を超え2,000平方メートル以内のもの　34,000円 （ウ）　2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　100,000円 （エ）　5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの　159,000円 （オ）　10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの　200,000円 （カ）　25,000平方メートルを超えるもの　250,000円 (3)　一戸建ての住宅以外の建築物のうち住宅部分を有するものの当該住宅部分のみに係る申請　前号ア（ア）から（ケ）までに掲げる申請住戸数の区分に応じ、それぞれ同号ア（ア）から（ケ）までに定める金額
3	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	1の項に規定する金額の2分の1の額
4	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（適合証又は設計住宅性能評価書が添付された場合に限る。）	適合証又は設計住宅性能評価書が添付された場合の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	2の項に規定する金額の2分の1の額

備考

1　適合証とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１５条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関が、都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項第１号に規定する建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に係る認定基準に適合することを証する書面をいう。

2　設計住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書をいう。

3　１の項金額の欄第２号イ又は２の項金額の欄第２号イの規定は、都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項第１

号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち共用部分を計算しない評価方法によって申請された場合における当該共用部分については適用しない。

4　１の項又は２の項において、都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第２項の規定により建築基準関係規定への適合性審査の申出があった場合は、１申請（建築物又は申請住戸数が２以上のものを含む。この項及び次項において同じ。）当たり別表第１の１の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれるときは、１申請当たり別表第１の２の項に規定する金額を加算する。

5　３の項又は４の項において、都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第２項において準用する同法第５４条第２項の規定により建築基準関係規定への適合性審査の申出があった場合は、１申請当たり別表第１の１の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれるときは、１申請当たり別表第１の２の項又は同表３の項に規定する金額を加算する。

別表第10（第２条第１０号関係）

項	事務	名称	金額
1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づき提出又は通知がされた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1)　性能向上計画認定通知書が添付される場合　次のアからキまでに掲げる評価対象面積の区分に応じ、それぞれアからキまでに定める額 ア　300平方メートル未満　10,000円 イ　300平方メートル以上1,000平方メートル未満　17,000円 ウ　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満　26,000円 エ　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　78,000円 オ　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満　123,000円 カ　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満　155,000円 キ　25,000平方メートル以上　194,000円 (2)　性能向上計画認定通知書が添付されない場合　次のア又はイに掲げる評価基準の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額 ア　モデル建物法　次の（ア）から（キ）までに掲げる評価対象面積の区分に応じ、それぞれ（ア）から（キ）までに定める額 （ア）　300平方メートル未満　77,000円 （イ）　300平方メートル以上1,000平方メートル未満　100,000円 （ウ）　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満　129,000円 （エ）　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　209,000円 （オ）　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満　273,000円 （カ）　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満　328,000円 （キ）　25,000平方メートル以上　385,000円 イ　標準入力法等　次の（ア）から（キ）までに掲げる評価対象面積の区分に応じ、それぞれ（ア）から（キ）までに定める額 （ア）　300平方メートル未満　201,000円 （イ）　300平方メートル以上1,000平方メートル未満　256,000円 （ウ）　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満　325,000円 （エ）　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　464,000円 （オ）　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満　572,000円 （カ）　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満　676,000円 （キ）　25,000平方メートル以上　771,000円
2	建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づき提出又は通知がされた変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物	1の項に規定する金額の2分の1の額

号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち共用部分を計算しない評価方法によって申請された場合における当該共用部分については適用しない。

4　１の項又は２の項において、都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第２項の規定により建築基準関係規定への適合性審査の申出があった場合は、１申請（建築物又は申請住戸数が２以上のものを含む。この項及び次項において同じ。）当たり別表第１の１の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれるときは、１申請当たり別表第１の２の項に規定する金額を加算する。

5　３の項又は４の項において、都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第２項において準用する同法第５４条第２項の規定により建築基準関係規定への適合性審査の申出があった場合は、１申請当たり別表第１の１の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれるときは、１申請当たり別表第１の２の項又は同表３の項に規定する金額を加算する。

別表第10（第２条第１０号関係）

項	事務	名称	金額
1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づき提出又は通知がされた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1)　性能向上計画認定通知書が添付される場合　次のアからカまでに掲げる評価対象面積の区分に応じ、それぞれアからカまでに定める額 ア　300平方メートル未満　10,000円 【新規】 イ　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　26,000円 ウ　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　78,000円 エ　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満　123,000円 オ　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満　155,000円 カ　25,000平方メートル以上　194,000円 (2)　性能向上計画認定通知書が添付されない場合　次のア又はイに掲げる評価基準の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額 ア　モデル建物法　次の（ア）から（カ）までに掲げる評価対象面積の区分に応じ、それぞれ（ア）から（カ）までに定める額 （ア）　300平方メートル未満　77,000円 【新規】 （イ）　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　129,000円 （ウ）　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　209,000円 （エ）　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満　273,000円 （オ）　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満　328,000円 （カ）　25,000平方メートル以上　385,000円 イ　標準入力法・主要室入力法　次の（ア）から（カ）までに掲げる評価対象面積の区分に応じ、それぞれ（ア）から（カ）までに定める額 （ア）　300平方メートル未満　201,000円 【新規】 （イ）　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　325,000円 （ウ）　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　464,000円 （エ）　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満　572,000円 （オ）　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満　676,000円 （カ）　25,000平方メートル以上　771,000円
2	建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づき提出又は通知がされた変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物	1の項に規定する金額の2分の1の額

	定の申請に対する審査	エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	
3	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微変更該当証明書交付申請手数料	1の項に規定する金額の2分の1の額
4	建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1)　住宅部分　次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額 ア　適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものの写しが添付される場合　次の（ア）又は（イ）に掲げる審査の対象となる住宅の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める額 （ア）　一戸建ての住宅又は共同住宅等の住戸　5,000円 （イ）　共同住宅等の全体　次のaからdまでに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額 a　300平方メートル未満　10,000円 b　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　20,000円 c　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　44,000円 d　5,000平方メートル以上　78,000円 イ　適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものの写しが添付されない場合　次の（ア）又は（イ）に掲げる審査の対象となる住宅の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める額 （ア）　一戸建ての住宅又は共同住宅等の住戸　次のa又はbに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれa又はbに定める額 a　200平方メートル未満　31,000円 b　200平方メートル以上　34,000円 （イ）　共同住宅等の全体　次のaからdまでに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額 a　300平方メートル未満　61,000円 b　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　102,000円 c　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　174,000円 d　5,000平方メートル以上　249,000円 (2)　住宅部分以外の部分　次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額 ア　適合証又はこれに相当すると認められるものが添付される場合　次の（ア）から（キ）までに掲げる住宅部分以外の部分の面積の区分に応じ、それぞれ（ア）から（キ）までに定める額 （ア）　300平方メートル未満　10,000円 （イ）　300平方メートル以上1,000平方メートル未満　17,000円 （ウ）　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満　26,000円 （エ）　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　78,000円 （オ）　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満　123,000円 （カ）　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満　155,000円

	定の申請に対する審査	エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	
3	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微変更該当証明書交付申請手数料	1の項に規定する金額の2分の1の額
4	建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1)　住宅部分　次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額 ア　適合証又は設計住宅性能評価書の写しが添付される場合　次の（ア）又は（イ）に掲げる審査の対象となる住宅の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める額 （ア）　一戸建ての住宅又は共同住宅等の住戸　5,000円 （イ）　共同住宅等の全体　次のaからdまでに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額 a　300平方メートル未満　10,000円 b　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　20,000円 c　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　44,000円 d　5,000平方メートル以上　78,000円 イ　適合証又は設計住宅性能評価書の写しが添付されない場合　次の（ア）又は（イ）に掲げる審査の対象となる住宅の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める額 （ア）　一戸建ての住宅又は共同住宅等の住戸　次のa又はbに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれa又はbに定める額 a　200平方メートル未満　31,000円 b　200平方メートル以上　34,000円 （イ）　共同住宅等の全体　次のaからdまでに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額 a　300平方メートル未満　61,000円 b　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　102,000円 c　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　174,000円 d　5,000平方メートル以上　249,000円 (2)　住宅部分以外の部分　次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額 ア　適合証が添付される場合　次の（ア）から（カ）までに掲げる住宅部分以外の部分の面積の区分に応じ、それぞれ（ア）から（カ）までに定める額 （ア）　300平方メートル未満　10,000円 【新規】 （イ）　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　26,000円 （ウ）　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　78,000円 （エ）　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満　123,000円 （オ）　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満　155,000円

			（キ）　25,000平方メートル以上　194,000円 イ　適合証又はこれに相当すると認められるものが添付されない場合 次の（ア）又は（イ）に掲げる評価基準の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める額 （ア）　モデル建物法　次のaからgまでに掲げる住宅部分以外の部分の面積の区分に応じ、それぞれaからgまでに定める額 a　300平方メートル未満　77,000円 b　300平方メートル以上1,000平方メートル未満　100,000円 c　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満　129,000円 d　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　209,000円 e　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満　273,000円 f　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満　328,000円 g　25,000平方メートル以上　385,000円 （イ）　標準入力法等　次のaからgまでに掲げる住宅部分以外の部分の面積の区分に応じ、それぞれaからgまでに定める額 a　300平方メートル未満　201,000円 b　300平方メートル以上1,000平方メートル未満　256,000円 c　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満　325,000円 d　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　464,000円 e　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満　572,000円 f　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満　676,000円 g　25,000平方メートル以上　771,000円
5	建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	4の項に規定する金額の2分の1の額
6	建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	次の(1)又は(2)に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額 (1)　住宅部分　次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額 ア　適合証、認定通知書等、建設住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものが添付される場合　4の項(1)アに定める額（共同住宅等の住戸に係る額を除く。） イ　アに掲げる場合以外の場合　次の（ア）又は（イ）に掲げる評価基準の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める額 （ア）　性能基準　次のa又はbに掲げる審査の対象となる住宅の区分に応じ、それぞれa又はbに定める額 a　一戸建ての住宅　次の(a)又は(b)に掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)又は(b)に定める額 (a)　200平方メートル未満　31,000円 (b)　200平方メートル以上　34,000円 b　共同住宅等　次の(a)から(d)までに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)から(d)までに定める額 (a)　300平方メートル未満　61,000円 (b)　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　102,000円 (c)　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　174,000円 (d)　5,000平方メートル以上　249,000円 （イ）　モデル住宅法、フロア入力法又は仕様基準　次のa又はbに掲げる審査の対象となる住宅の区分に応じ、それぞれa又はbに定める

			（カ）　25,000平方メートル以上　194,000円 イ　適合証が添付されない場合 次の（ア）又は（イ）に掲げる評価基準の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める額 （ア）　モデル建物法　次のaからfまでに掲げる住宅部分以外の部分の面積の区分に応じ、それぞれaからfまでに定める額 a　300平方メートル未満　77,000円 【追加】 b　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　129,000円 c　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　209,000円 d　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満　273,000円 e　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満　328,000円 f　25,000平方メートル以上　385,000円 （イ）　標準入力法・主要室入力法　次のaからfまでに掲げる住宅部分以外の部分の面積の区分に応じ、それぞれaからfまでに定める額 a　300平方メートル未満　201,000円 【追加】 b　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　325,000円 c　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　464,000円 d　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満　572,000円 e　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満　676,000円 f　25,000平方メートル以上　771,000円
5	建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	4の項に規定する金額の2分の1の額
6	建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	次の(1)又は(2)に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額 (1)　住宅部分　次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額 ア　適合証、認定通知書等又は建設住宅性能評価書が添付される場合　4の項(1)アに定める額（共同住宅等の住戸に係る額を除く。） イ　アに掲げる場合以外の場合　次の（ア）又は（イ）に掲げる評価基準の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める額 （ア）　性能基準　次のa又はbに掲げる審査の対象となる住宅の区分に応じ、それぞれa又はbに定める額 a　一戸建ての住宅　次の(a)又は(b)に掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)又は(b)に定める額 (a)　200平方メートル未満　31,000円 (b)　200平方メートル以上　34,000円 b　共同住宅等　次の(a)から(d)までに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)から(d)までに定める額 (a)　300平方メートル未満　61,000円 (b)　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　102,000円 (c)　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　174,000円 (d)　5,000平方メートル以上　249,000円 （イ）　モデル住宅法、フロア入力法又は仕様基準　次のa又はbに掲げる審査の対象となる住宅の区分に応じ、それぞれa又はbに定める

			額 a　一戸建ての住宅　次の(a)又は(b)に掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)又は(b)に定める額 (a)　200平方メートル未満　16,000円 (b)　200平方メートル以上　17,000円 b　共同住宅等　次の(a)から(d)までに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)から(d)までに定める額 (a)　300平方メートル未満　29,000円 (b)　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　51,000円 (c)　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　91,000円 (d)　5,000平方メートル以上　138,000円 (2)　住宅部分以外の部分　次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額 ア　適合証、適合判定通知書、認定通知書等又はこれらに相当すると認められるものが添付される場合　4の項(2)アに定める額 イ　アに掲げる場合以外の場合　4の項(2)イに定める額

備考

1　性能向上計画認定通知書とは、建築物省エネ法第３５条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（同法第３６条第２項の規定により準用される場合を含む。）の通知書の写しをいう。

2　評価対象面積とは、建築物省エネ法第１１条第１項に規定する非住宅部分に係る床面積から、市長が指定する建築物の部分の床面積を除いたものをいう。

3　モデル建物法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号）第１条第１項第１号ロ、第１０条第１号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

4　標準入力法等とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号イ、第１０条第１号イ(1)及びロ(1)に規定する基準並びに省令第１条第１項第１号ただし書及び第１０条第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法をいう。

5　住宅部分とは、居住のために継続的に使用する室、廊下、玄関、階段その他の人の居住の用に供する建築物の部分をいう。

6　適合証とは、建築物省エネ法第３５条第１項各号に掲げる基準に適合することを、住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物省エネ法第１５条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証する書面をいう。

7　設計住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進に関する法律第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書をいう。

8　認定通知書等とは、性能向上計画認定通知書又は都市の低炭素化の促進に関する法律第５３条第１項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の通知書の写し及び建築基準法第７条第５項又は第７条の２第５項に規定する検査済証の写しをいう。

9　建設住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第３項に規定する建設住宅性能評価書の写しをいう。

10　性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。

11　モデル住宅法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準をいう。

12　フロア入力法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準をいう。

13　仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ(3)及びロ(3)に規定する基準をいう。

14　適合判定通知書とは、建築物省エネ法第１２条第６項の適合判定通知書の写し及び建築基準法第７条第５項又は第７条の２第５項に規定する検査済証の写しをいう。

15　建築物が、住宅部分及び住宅部分以外の部分を有する場合の手数料の額は、当該それぞれの部分に係るこの表に掲げる

			額 a　一戸建ての住宅　次の(a)又は(b)に掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)又は(b)に定める額 (a)　200平方メートル未満　16,000円 (b)　200平方メートル以上　17,000円 b　共同住宅等　次の(a)から(d)までに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)から(d)までに定める額 (a)　300平方メートル未満　29,000円 (b)　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　51,000円 (c)　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　91,000円 (d)　5,000平方メートル以上　138,000円 (2)　住宅部分以外の部分　次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額 ア　適合証、適合判定通知書又は認定通知書等が添付される場合　4の項(2)アに定める額 イ　アに掲げる場合以外の場合　4の項(2)イに定める額

備考

1　性能向上計画認定通知書とは、建築物省エネ法第３０条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（同法第３１条第２項の規定により準用される場合を含む。）の通知書の写しをいう。

2　評価対象面積とは、建築物省エネ法第１１条第１項に規定する非住宅部分に係る床面積から、市長が指定する建築物の部分の床面積を除いたものをいう。

3　モデル建物法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号）第１条第１項第１号ロ、第１０条第１号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

4　標準入力法・主要室入力法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号イ、第１０条第１号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。

5　住宅部分とは、居住のために継続的に使用する室、廊下、玄関、階段その他の人の居住の用に供する建築物の部分をいう。

6　適合証とは、建築物省エネ法第３０条第１項各号に掲げる基準に適合することを、住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物省エネ法第１５条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証する書面をいう。

7　設計住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進に関する法律第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書をいう。

8　認定通知書等とは、性能向上計画認定通知書又は都市の低炭素化の促進に関する法律第５３条第１項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の通知書の写し及び建築基準法第７条第５項又は第７条の２第５項に規定する検査済証の写しをいう。

9　建設住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第３項に規定する建設住宅性能評価書の写しをいう。

10　性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。

11　モデル住宅法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準をいう。

12　フロア入力法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準をいう。

13　仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ(3)及びロ(3)に規定する基準をいう。

14　適合判定通知書とは、建築物省エネ法第１２条第６項の適合判定通知書の写し及び建築基準法第７条第５項又は第７条の２第５項に規定する検査済証の写しをいう。

15　建築物が、住宅部分及び住宅部分以外の部分を有する場合の手数料の額は、当該それぞれの部分に係るこの表に掲げる

区分に応じた額を合計した額とする。	区分に応じた額を合計した額とする。
１６　４の項において、建築物省エネ法第３５条第２項の規定により建築基準関係規定への適合性審査の申出があった場合は、１申請（建築物又は申請住戸数が２以上のものを含む。この項及び第１９項において同じ。）当たり別表第１の１の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれるときは、１申請当たり別表第１の２の項に規定する金額を加算する。	１６　４の項において、建築物省エネ法第３０条第２項の規定により建築基準関係規定への適合性審査の申出があった場合は、１申請（建築物又は申請住戸数が２以上のものを含む。この項及び第１９項において同じ。）当たり別表第１の１の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれるときは、１申請当たり別表第１の２の項に規定する金額を加算する。
１７　４の項において、一の認定の申請において審査を要する建築物が２以上ある場合の手数料の額は、当該それぞれの建築物に係る同項に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。	１７　４の項において、一の認定の申請において審査を要する建築物が２以上ある場合の手数料の額は、当該それぞれの建築物に係る同項に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。
１８　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第４条第３項の規定による設計一次エネルギー消費量の計算及び同省令第１２条第２項の規定による誘導基準一次エネルギー消費量の計算につき共用部分に係る数値を加えない方法が採られた申請である場合は、４の項金額の欄第１号ア（イ）及びイ（イ）の額の算定において当該共用部分の面積を控除する。	１８　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第４条第３項の規定による設計一次エネルギー消費量の計算及び同省令第１２条第２項の規定による誘導基準一次エネルギー消費量の計算につき共用部分に係る数値を加えない方法が採られた申請である場合は、４の項金額の欄第１号ア（イ）及びイ（イ）の額の算定において当該共用部分の面積を控除する。
１９　５の項において、建築物省エネ法第３６条第２項において準用する建築物省エネ法第３５条第２項の規定により建築基準関係規定への適合性審査の申出があった場合は、１申請当たり別表第１の１の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれるときは、１申請当たり別表第１の２の項又は同表３の項に規定する金額を加算する。	１９　５の項において、建築物省エネ法第３１条第２項において準用する建築物省エネ法第３０条第２項の規定により建築基準関係規定への適合性審査の申出があった場合は、１申請当たり別表第１の１の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれるときは、１申請当たり別表第１の２の項又は同表３の項に規定する金額を加算する。
２０　５の項において、一の認定の申請において審査を要する建築物が２以上ある場合の手数料の額は、当該それぞれの建築物に係る同項に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。	２０　５の項において、一の認定の申請において審査を要する建築物が２以上ある場合の手数料の額は、当該それぞれの建築物に係る同項に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。
２１　５の項において、認定を受けた計画について他の建築物を追加する変更をする場合の手数料の額は、当該他の建築物に係る４の項に掲げるそれぞれの区分に応じた額を合計した額とする。	２１　５の項において、認定を受けた計画について他の建築物を追加する変更をする場合の手数料の額は、当該他の建築物に係る４の項に掲げるそれぞれの区分に応じた額を合計した額とする。
２２　前２項に定める場合のいずれにも該当する場合の手数料の額は、当該それぞれに定められた額を合計した額とする。	２２　前２項に定める場合のいずれにも該当する場合の手数料の額は、当該それぞれに定められた額を合計した額とする。
２３　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第４条第３項の規定による設計一次エネルギー消費量の計算及び同省令第５条第３項の規定による基準一次エネルギー消費量の計算につき共用部分に係る数値を加えない方法が採られた申請である場合は、６の項金額の欄第１号イ（ア）b及び（イ）bの規定による額の算定において当該共用部分の面積を控除する。	２３　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第４条第３項の規定による設計一次エネルギー消費量の計算及び同省令第５条第３項の規定による基準一次エネルギー消費量の計算につき共用部分に係る数値を加えない方法が採られた申請である場合は、６の項金額の欄第１号イ（ア）b及び（イ）bの規定による額の算定において当該共用部分の面積を控除する。

附　則

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の別表第８及び別表第１０の規定は、この条例の施行の日以後行われる申請に係る手数料について適用する。